

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	アライドアーキテクツ株式会社
【英訳名】	Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 田中 裕志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長 田中 裕志は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社（アライドアーキテクツ株式会社）、連結子会社2社（株式会社デジタルチェンジ、及び、Book & Entries Capital Pte.Ltd.）及び持分法適用関連会社1社（株式会社ファンベースカンパニー）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果並びに前事業年度における開示すべき重要な不備を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループの内部統制評価における事業拠点は、会社単位で認識しております。

また、重要な事業拠点の選定に際して、連結売上高を事業拠点の選定指標として採用しております。当社グループは、マーケティングAX支援事業として、自社開発のマーケティングSaaSツール及びSNS活用を中心としたソリューションの提供等、BtoBの収益獲得活動を中核とする事業を展開しておりますが、事業の特性上、収益認識プロセスが財務報告の信頼性に与える影響が最も大きいことから、連結売上高（連結会社間取引消去後）が指標として適切であると判断しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点（当社）に加えて、質的影響の重要性等を考慮して1事業拠点（Book & Entries Capital Pte.Ltd.）を追加した計2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、当社の売上原価に至る業務プロセス（購買業務プロセス）を評価の対象といたしました。

その他の重要性の大きい業務プロセスについては、複雑な会計処理が必要な取引や経営者や経理担当者による見積りや判断を伴う項目等から、虚偽記載の発生が高いものとして特に留意すべき業務プロセスを検討した結果、「財投融資評価プロセス」、「貸倒引当金算定プロセス」、「ソフトウェア減損判定プロセス」、「税効果会計プロセス」、「のれん減損判定プロセス」、「顧客関連資産算定プロセス」を評価対象に含めることといたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当該事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

当社は、前事業年度に当社のクロスバウンド事業（クロスボーダーカンパニー）にて従事するカンパニー長により、売上計上の適否等に関する疑義、案件間の費用の付け替えや期間帰属の操作が行われていた疑義が判明したことを受け、2024年12月24日に調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、2025年2月28日に調査委員会から調査報告書を受領し、その結果、当該カンパニー長が予算未達となるクロスボーダーカンパニーの業績につき予算達成を偽装することを企図して、売上の前倒計上や架空計上等の不適切な会計処理を行ったこと（以下「本件事案」といいます。）が判明いたしました。

当社は、本件事案に関し調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告等を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を行った結果、全社的な内部統制及び業務プロセスに、以下の不備があったことを識別いたしました。

全社的な内部統制（統制活動）の不備

本件事案における売上の前倒計上や架空計上等の不適切な会計処理は、外部環境の変化を背景に、社内予算達成への心理的重圧等を動機として、クロスボーダーカンパニーのカンパニー長自身が担当する案件の手続について、自ら申請のうえ自ら承認を行っておりました。クロスボーダーカンパニーにおいては、業務管理を規律する体制が見直されることなく業務運営が行われ、結果として、本件事案を行う機会が生じていたことから、職務分掌に関連した全社的な内部統制（統制活動）に不備があったと認識しております。

業務プロセスに係る内部統制の不備

当社の販売業務プロセス及び購買業務プロセスで使用されている販売管理システムにおいて、あるべき職務分掌を実現するための承認フローの設定（承認権者の設定含む）が適切に実装されていない状況にあり、結果として、販売管理システム上で自己承認が実行可能となっておりました。また、当社の販売業務プロセスで使用されている自動送信システムにおいては、本件事案のように本来の顧客側担当者とは別のダミーアドレスが追加登録され、自ら検収確認を実施することにより、顧客側の検収確認の偽装が行われており、電子メールの送信先の登録・変更について同システム上の制限が設けられておりませんでした。さらに、クロスボーダーカンパニー以外の事業部においては、各案件の営業担当者以外の第三者が、受注内容に合致した成果物の進捗状況を確認し、納品又はサービスの提供が完了していることを案件管理シートの中で確認しておりましたが、クロスボーダーカンパニーにおいては業務管理を規律する体制が十分に機能しておらず、カンパニー内での相互牽制が機能しておりませんでした。

これら当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の不備に対し、当事業年度末日までに、以下のとおり是正措置を実施しました。また、是正措置に関して新たに整備した以下のプロセスに対する評価手続を実施した結果、不備事項は識別されず、当事業年度末において適切に内部統制が整備・運用されているものと判断しました。

内部統制の不備内容	講じた是正措置の概要	是正状況
取引承認プロセスの不備： 販売管理システム上、承認フローの設定（承認権者の設定含む）が適切に実装されておらず、結果として、販売管理システム上で自己承認が実行可能となっていたこと。	自己承認取引の廃止と取引承認権限の再整理 ・上記の職務権限規程の改定に加え、社内販売管理システム上の承認ルートについても整理・変更を行い、販売管理システム上で販売取引及び購買取引の自己承認ができないように、販売システムの設定変更を行いました。	・左記の新しい業務フローと関連規程の改定内容について、従業員説明会を実施の上、運用を開始しております。これらの取り組みにより、販売管理システム上、「自己承認」が不可となっていることを確認し、取引承認プロセスの不備が改善されたものと判断いたしました。 なお、販売管理システムにおけるシステム対応が整うまでの取引のうち、取引申請者と承認者が同一となる自己承認取引については、すべての取引について、内部監査によるモニタリングを実施し、不適切な取引や承認がないか確認いたしました。

取引の実在性確認プロセス（顧客検収）の不備： 販売管理システム上、顧客への検収確認メールの送信先の登録・変更についてシステム上の制限が設けられておらず、本来の顧客側担当者とは別のダミーアドレスを用いた虚偽の検収確認の偽装が可能となっていたこと。	顧客による検収確認プロセスの改善 ・顧客への検収確認メールの送信先メールアドレスは顧客の法人ドメインに限定し、かつ、当社社員による検収行為ができない仕様に変更しました。 加えて、販売管理システム上、実際に顧客側で検収確認を行った際には、検収者のIDやメールアドレス、検収日時等が記録として残るようにシステム改修を行い、顧客側での検収状況について、内部監査等による事後的な検証が容易に実施できるような体制を整えました。 ・新しく取引を開始する、あるいは顧客側の取引責任者を変更する際、財務経理部内に新設した営業管理チームが、登録されたメールアドレスのドメインの実在性と顧客の法人ドメインと一致するかを確認する手続を定めました。	・左記の新しい業務ルールについて、従業員説明会を実施の上、運用を開始しております。販売管理システム上、顧客への研修確認メールの送信先の登録・変更についてシステム上の制限がかかっていることを確認し、虚偽の検収確認の偽装に対し不十分であった内部統制（顧客検収）の改善が進んだと判断いたしました。
取引の実在性確認プロセス（納品物確認）の不備： クロスボーダーカンパニーにおいて、各案件の成果物の納品の完了状況について、営業担当者以外の第三者による確認プロセスがなく、カンパニー内での相互牽制が機能していなかったこと。	販売取引及び購買取引の実在性を担保するための統制手続の追加 ・取引の実在性を担保するための統制手続として、検収前の各営業部門上長による納品物の実在性の確認に加え、以下の業務手順・手続を新たに決めました。 営業担当者は納品物（データ）を販売管理システム内の所定の場所に格納する。営業部門では、販売管理システム上の原価の内容（売上内容との対応含む）と、支払額・支払先の確認を行う。管理部門内の営業事務に関する管理担当者が請求書を発行する際に、販売管理システム内に格納された納品物を第三者的立場から確認する。	・左記取り組みにより、取引の実在性確認に関して不十分であった内部統制（納品物確認）について改善が進んだと判断いたしました。
	管理部門の強化 ・管理部門内（財務経理部内）に営業事務管理のため営業管理チームを新設し、前述の顧客検収確認メールの送信先の確認や、上記の納品物の確認を第三者的立場から実施する体制を構築いたしました。 ・財務経理の専門的なスキルを有した中途採用活動を進めており、並行して外部専門家のリソースの活用も行っております。 また、財務経理部では四半期毎に各事業部の責任者との情報連絡会を行い、債権回収の状況や取引における懸念事象等の情報収集を進めたうえで、必要な対応を行いました。	・左記取り組みにより、管理部門の体制強化と、営業部門に対する牽制体制の整備が進んだと判断いたしました。

5【特記事項】

該当事項はありません。